

# 山梨県公報

号外第二十一号

平成十七年

三月三十一日

木 曜 日

## 目 次

### 条 例

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一

### 規 則

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………一

### 告 示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等……………一

### 訓 令

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………三  
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………四

## 条例のあらまし

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第七十九号)(教育庁スポーツ健康課)

1 管理委託している財団法人山梨県県民スポーツ事業団が財団法人山梨県体育協会との統合により解散するため、管理委託する法人を財団法人山梨県体育協会に改めるととした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 山梨県条例第七十九号

山梨県公報号外 第二十一号 平成十七年三月三十一日

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「財団法人山梨県県民スポーツ事業団」を「財団法人山梨県体育協会」に改める。

### 附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

## 規 則

### 山梨県規則第四十号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「財団法人山梨県県民スポーツ事業団」を「財団法人山梨県体育協会」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

## 告 示

### 山梨県告示第二百一十一号の二

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第二十七条第一項の規定に基づき定める口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称及び記録項目、開示期間並びに開示場所は、次のとおりとする。

対象となる個人情報取扱事務		名 称	記 録 項 目	開示期間	開示場所
一	山梨県立大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（一般選抜試験を受験した者について大学が合否判定に用いる教科・科目に限る。）及びその合計得点並びに成績順位	合格発表の日（大学入試センター試験の科目別得点及びその合計得点にあつては、大学が別に定める日）から一か月間	山梨県立大学	
二	准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一か月間	山梨県福祉保健部医務課	
三	薬種商認定試験	同右	同右	山梨県福祉保健部衛生薬務課	
四	毒物劇物取扱者試験	同右	同右	同右	
五	クリーニング師試験	同右	同右	同右	
六	製菓衛生師試験	同右	同右	同右	
七	調理師試験	同右	同右	山梨県福祉保健部健康増進課	

八	看護大学入学者選抜試験	三年次編入学試験の合計得点並びに成績順位	同右	山梨県立看護大学
九	狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の適否	同右	山梨県森林環境部みどり自然課
十	採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	同右	山梨県森林環境部森林整備課
十一	砂利採取業務主任者試験	同右	同右	同右
十二	ジュエリーマスター認定試験	科目別得点	同右	山梨県商工労働部工業振興課
十三	技能検定試験	同右	同右	山梨県商工労働部職業能力開発課
十四	宝石美術専門学校入学試験	科目別得点及び総合得点（学力試験）、面接試験の合否	同右	山梨県立宝石美術専門学校
十五	職業訓練指導員試験	科目別得点	同右	山梨県立産業技術短期大学校
十六	産業技術短期大学校入学検定試験	総合得点及び総合順位	同右	同右

十七 都留高等技術専門学校 入校選考試験（普通課程 に限る。）	同右	同右	山梨県立都 留高等技術 専門学校
十八 峡南高等技術専門学校 入校選考試験（普通課程 及び建築科に限る。）	同右	同右	山梨県立峡 南高等技術 専門学校
十九 家畜受精卵移植講習 会修業試験	科目別得点及び平均点	同右	山梨県農政 部畜産課
二十 家畜人工受精師講習 会修業試験	同右	同右	同右
二十一 農業大学校入校試 験	総合得点（口述試験を除く 。）	同右	山梨県立農 業大学校

附 則

- (施行期日)
- 1 この告示は、平成十七年四月一日から施行する。  
(関係告示の廃止)
  - 2 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法（平成五年山梨県告示第三百八十九号の二）は、廃止する。  
(適用区分)
  - 3 この告示の規定は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開示期間の初日が到来する保有個人情報について適用し、施行日前に開示期間の初日が到来した保有個人情報については、なお従前の例による。

訓 令

山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

る。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の

一部を次のように改正する。

別表中「女子短期大学」を「県立大学、女子短期大学」に改め、別表に次のように加える。

労政雇用課に勤務する職員のうち地域雇用対策の推進に関する業務に従事する者	同	勤務時間の割振りは、労政雇用課長が定める。	四十五分とし、その割振りは、労政雇用課長が定める。	十五分ずつ二回とし、その割振りは、労政雇用課長が定める。	曜日 日曜日及び月曜日
--------------------------------------	---	-----------------------	---------------------------	------------------------------	----------------

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 出 先 機 関  
 労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「環境科学研究所」の下に、「総合理工学研究機構総長」を、「限る。」の下に、「総合理工学研究機構の事務長」を加え、「秘書課長」を「課長」に、「秘書課」を「上欄の者」と同一の課に、「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に、「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に、「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。